

官報

号外

平成七年五月十二日

○第百三十二回 衆議院會議録 第二十五号

平成七年五月十二日(金曜日)

議事日程 第十九号

平成七年五月十二日

午後一時開議

第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

日程第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時三分開議

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

議員辞職の件

○議長(土井たか子君) 議員中西啓介さんから辞表が提出されております。これにつきお諮りしたいと思っております。

まず、その辞表を朗読させます。

(参事朗読)

辞職願

一 身上の都合により
議員を辞職させて頂きます

平成七年五月十一日

中西 啓介

衆議院議長 土井たか子殿

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

中西啓介さんの辞職を許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、辞職を許可することに決まりました。

日程第一 郵便法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第一、郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長自見庄三郎さん。

郵便法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(自見庄三郎君登壇)

○自見庄三郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上等を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、第一種郵便物及び第二種郵便物のうち広告郵便物等の料金の減額率の法定上限を廃止し、審議会に諮問した上、省令の定めるところにより減額することができることとする、

第二に、郵政大臣が発行している前払い式カードを使用して郵便に関する料金を納付することができることとする、

第三に、料金後納に係る担保を免除する者として、後納する郵便に関する料金を省令で定める期間以上継続して納付すべき期日までに納付している者を加えること等であり、

本案は、三月十日参議院より送付され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、去る四月二十六日大出郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十日

質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

議員辞職の件

○議長(土井たか子君) 日程第二、農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長中西啓介さん。

農産物検査法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中西啓介君登壇)

○中西啓介君 たいま議題となりました農産物検査法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における農産物の生産、流通及び

消費をめぐる諸情勢の変化に対処し、農産物の公正かつ円滑な取引を助長するため、米麦に係る検査対象の見直し、成分についての検査の実施、指定検査機関の導入等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十三日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、四月二十七日大河原農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十日及び十一日の両日にわたり政府に対する質疑を行うとともに、この間、参考人から意見を聴取するなど慎重な審査を行いました。

かくして、昨十一日質疑を終局し、次いで、討論の後、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十一分散会

出席国務大臣

農林水産大臣 大河原太一郎君
郵政大臣 大出 俊君

議長報告

(議席変更)

一、昨十一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

- 一〇 川端 達夫君
- 一一 近藤 豊君
- 一五 山口 敏夫君
- 一六 檜崎弥之助君
- 二一 金田 誠一君
- 二八 岡崎 宏美君
- 三七 小森 龍邦君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

塩崎 恭久君

補欠

林 幹雄君

竹内 讓君

山本 幸三君

谷口 隆義君

若松 謙維君

林 幹雄君

塩崎 恭久君

山本 幸三君

竹内 讓君

若松 謙維君

谷口 隆義君

建設委員

辞任

山本 幸三君

竹内 讓君

竹内 讓君

山本 幸三君

議院運営委員

辞任

西村 眞悟君

補欠

高市 早苗君

山田 宏君

渡辺浩一郎君

山崎 泉君

濱田 健一君

高市 早苗君

西村 眞悟君

渡辺浩一郎君

山田 宏君

濱田 健一君

山崎 泉君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

上田 勇君

補欠

赤羽 一嘉君

赤羽 一嘉君

上田 勇君

外務委員

辞任

赤羽 一嘉君

補欠

上田 勇君

上田 勇君

赤羽 一嘉君

大蔵委員

辞任

永井 哲男君

補欠

今村 修君

今村 修君

永井 哲男君

厚生委員

辞任

塩崎 恭久君

補欠

中谷 元君

長勢 甚遠君

山本 公一君

藤本 孝雄君

山本 有二君

久保 哲司君

赤羽 一嘉君

中谷 元君

塩崎 恭久君

山本 公一君

長勢 甚遠君

山本 有二君

藤本 孝雄君

赤羽 一嘉君

久保 哲司君

通信委員

辞任

岸本 光造君

補欠

蓮実 進君

横光 克彦君

遠藤 登君

蓮実 進君

岸本 光造君

遠藤 登君

横光 克彦君

安全保障委員

辞任

大島 理森君

補欠

藤本 孝雄君

渡辺浩一郎君

久保 哲司君

藤本 孝雄君

大島 理森君

久保 哲司君

渡辺浩一郎君

予算委員

辞任

今村 修君

補欠

永井 哲男君

永井 哲男君

今村 修君

一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

竹内 讓君

補欠

小森 龍邦君

農林水産委員

辞任

栗原 裕康君

補欠

林 幹雄君

松下 忠洋君

熊代 昭彦君

木幡 弘道君

藤村 修君

熊代 昭彦君

松下 忠洋君

林 幹雄君

栗原 裕康君

藤村 修君

木幡 弘道君

安全保障委員

辞任

西村 眞悟君

補欠

竹内 讓君

科学技術委員

辞任

甘利 明君

補欠

松本 忠洋君

松下 忠洋君

甘利 明君

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)(参議院送付)

厚生委員会

付託

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案(第百二十九回国会衆法第一二号)

郵便法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月十日

参議院議長 原文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の第三項中「で、省令で」を「のう

平成七年五月十二日 衆議院会議録第二十五号

ち、広告郵便物(第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。次項において同じ。)及びその他の郵便物についてそれぞれ省令で「い

う。次項において同じ。)につきを「いう。」につき、審議会に諮問した上」に改め、「その合計額の百分の十五(往復葉書にあつては、百分の七に相当する額を超えない範囲内において)を削り、同条第三項中「前項の」の下に「規定により広告郵便物について」を加え、「第三十二條第三項を」第三十二條第四項に改め、「につき」の下に「審議会に諮問した上」を加え、「その総計額の百分の三十(往復葉書にあつては、百分の十五)に相当する額を超えない範囲内において」を削り、同条第二項を削る。

第二十七條の七中「同条第三項を」同条第二項に改める。

第三十二條第四項を次のように改める。

次に掲げる者に対しては、前項の担保を免除する。

一 官公署

二 特別の法律をもつて設立された法人(郵政大臣の指定するものに限る。)

三 後納する郵便に関する料金の概算額が省令で定める額に満たない者で、省令の定めるところにより、その料金を納付すべき期日までに納付できないおそれがないと認められたもの

四 後納する郵便に関する料金を省令で定める

期間以上継続して納付すべき期日までに納付している者

第三十二條第五項中「前項の規定により、」を「前項第三号の」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三十三條第三項のカードについては、省令の定めるところにより、郵便に関する料金を納付するためにこれを使用したときは、当該カードに記載された金額から控除された金額に相当する額の料金の納付があつたものとする。

第三十二條の二第七項中「前条第四項を」前条第五項に改める。

第三十三條第三項中「であつて、」の下に「当該カードに記載されている金額の範囲内において郵便に関する料金を納付すること並びに」を加える。

第九十五條第一項中「同条第三項を」同条第二項に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(審議会への諮問)

2 改正後の第二十七條の三の規定による郵政大臣の審議会に対する諮問は、この法律の施行前においても行うことができる。

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上等を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度における料金の減額率の法定上限を廃止し、郵政大臣は、広告郵便物等の料金の合計額又は総計額につき、審議会に諮問した上、省令の定めるところにより減額することができることとする。

2 郵政大臣が発行する一定の金額が電磁的方式によって記録されるカードを使用して、当該カードに記載されている金額の範囲内において郵便に関する料金を納付することができることとする。

3 料金後納に係る担保を免除する者として、後納する郵便に関する料金を省令で定める期間以上継続して納付すべき期日までに納付している者を加えること。

4 その他所要の規定の整備を行うこと。

5 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行すること。

議案の可決理由

本案は、郵便の利用者に対するサービスの向上等を図るため、所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成七年五月十日

通信委員長 自見庄三郎

衆議院議長 土井たか子殿

三

三

三

三

三

〔別紙〕

郵便法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一 郵便は、長年にわたって國民に親しまれ、広く利用されてきた基本的通信手段であることを踏まえ、今後とも時代の変化や利用者の要望に的確に因應するサービスの開発・改善に努めること。

一 郵便事業の運営に当たっては、積極的な営業活動による増収を図るとともに、配達分野における機械化等効率化を一層推進するなどコストダウンに努め、健全で安定した事業財政基盤の確立を図ること。

農産物検査法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成七年三月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

農産物検査法の一部を改正する法律

農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「且つ」を「かつ」に改める。

第二条から第五条の二までを次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「農産物」とは、米穀、麦(小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同

じ。)その他政令で定める農産物(農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもので政令で定めるものを含む。)をいう。

(米穀の生産者に係る検査)

第三条 米穀の生産者は、その生産した米穀を、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第五条第一項の計画出荷米(第八条において「計画出荷米」という。)として売り渡し、又はその売渡しを委託しようとするときは、その売渡し又は売渡しの委託前に、もみ、玄米又は精米の区分(以下「米穀の区分」という。)に応じ、国の検査(以下単に「検査」という。)を受けなければならない。

2 米穀の生産者は、その生産した米穀で前項の検査に係る米穀以外のものについて検査を受けることができる。

(米穀の輸入者に係る検査)

第四条 米穀を輸入した者は、その輸入した米穀を政府に売り渡そうとするときは、その売渡し前に、米穀の区分に応じ、検査を受けなければならない。

2 米穀の輸入を業として行う者(以下「輸入業者」という。)は、その輸入した米穀で前項の検査に係る米穀以外のものについて検査を受けることができる。

(米穀の売買取引業者等に係る検査)

第五条 米穀の売買取引又は加工を業として行う者(以下「売買取引業者等」という。)は、その所有し、又は占有する米穀で検査を受けていないものについて検査を受けることができる。

2 米穀の売買取引業者等は、その所有し、又は占有する米穀で検査を受けたものについて、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日以後において、検査を受けることができる。

一 輸入に係る米穀 第十六条第一項の規定により表示され、又は記載された検査年月日(この項の検査に係るものを除く。)から起算して農林水産省令で定める期間を経過した日

二 その他の米穀 その生産された年の翌年の農林水産省令で定める日

(麦の生産者に係る検査)

第五条の二 麦の生産者は、その生産した麦について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十六条第一項の売渡し又は売渡しの委託を行おうとするときは、その売渡し又は売渡しの委託前に検査を受けなければならない。

第五条の三 麦の輸入業者は、その輸入した麦について検査を受けることができる。

(準用)

第五条の四 第三条第二項及び第五条第一項の規定は、麦について準用する。この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは、「第五条の二」と読み替えるものとする。

め、同条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、第一項の規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

第七条中「第三条第一項若しくは第二項、第四条又は第五条の規定による検査(以下単に「検査」という。))は、省令の」を「検査は、農林水産省令で」に、「包装、荷造等の条件並びに品位を」荷造り、包装等並びに品位及び成分」に改め、「規定により定められたを削り、「基いて、各個に、又は抽出して」を「基づいて」に改め、同条に次の三項を加える。

2 第五条第一項(第五条の四において準用する場合を含む。)、第五条の五及び第十七条第二項の検査であつて、農産物の売買取引業者等からの第十一項の請求により行うものについては、前項の規定にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより、銘柄についての検査を行わないことができる。

3 第五条第二項の検査は、第一項の規定にかかわらず、量目及び品位につき、行う。

4 米穀又は麦の成分についての検査(以下「成分検査」という。)は、次に掲げる場合に限り、行う。

一 米穀又は麦について、成分検査をそれ以外の検査とともに受けようとする者から第十一条第一項の請求があつた場合

二 成分検査以外の検査を受けた米穀又は麦について、成分検査を受けようとする売買取引業者等から第十一条第一項の請求があつた場合

第八条中「十トン」を「農林水産省令で定める量目」に、「省令」を「農林水産省令」に、「包装、荷造等又は量目」を「量目又は荷造り、包装等」に改め、「ついでには」の下に、「米穀を計画出荷米として売り渡し、又はその売渡しを委託するため検査を受ける場合その他農林水産省令で定める場合を除き、を加え、ただし書を削る。」

第十五条を削る。

第十四条第二項を次のように改める。
2 第十一条第一項の請求をした者(次条第一項及び第二十条において「受検者」という。)又はその代理人は、検査(成分検査を除く。)の実施に立ち会うことができる。

第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中「実施する」を「行う」に改め、同条第二項中「やむをえない事由」を「やむを得ない理由」に、「事由」を「理由」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「省令」を「農林水産省令」に、「票せん、標識」を「票せん」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の二を削る。

第十一条第二項中「左」を「次に」に改め、同項第一号中「もみ、玄米又は精米」を「米穀」に、「売り渡し」を「売り渡し、又はその政府への売渡しを委託する」に改め、同項第三号を削り、同条第三項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の見出しを「検査を行う者」に改め、同条第三項中「行つ」を「行つて」に、「但し」を「ただ

し」に、「やむをえない」を「やむを得ない」に改め、同条第四項中「証券」を「証明書」に、「要求」を「請求」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(指定検査機関)

第十条 食糧事務所長は、農林水産大臣が指定する者(以下この条及び第二十条の二第一項において「指定検査機関」という。)に対し、成分検査の業務を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた指定検査機関の役員又は職員で当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による指定の基準、指定検査機関の業務の方法その他指定検査機関に必要事項は、政令で定める。

第十六条第一項中「品位の格付を行った」を「検査が完了した」に、「省令」を「農林水産省令」に、「包装」を「包装、容器」に、「票せん」を「票せん」に改め、「受検者」の下に「これらの事項を記載した」を加え、同条第二項中「票せん」を「票せん」に、「にまぎらわしい」を「と紛らわしい」に、「附して」を「付して」に改め、同条第三項中「附して」を「付して」に、「消した」を「除去し、又は抹消した」に改める。

第十七条中「米麦は、左の」を「米穀又は麦は、次の」に、「検査」を「検査(第三号に該当する場合)にあっては成分以外の事項の検査、第四号に該当する場合にあっては同号の検査を受ける前に受けた検査に係る量目及び品位についての検査」

に、「但し」を「ただし」に、「第二号又は第三号」を「第一号又は第二号」に改め、第一号を削り、同条第二号中「消され、除かれ」を「抹消され」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号中「記載」の下に「抹消され」を加え、同条を同条第二号とし、同条に次の二号を加える。

三 米穀の区分に変更が生じた場合

四 第五条第二項(第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の検査に係る前条

第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された場合

第十七条に次の一項を加える。

2 第二十一条第一項、第四条第一項、第五条の二又は第二十一条の二第一項の検査を受けた米穀(精米を除く。以下この項において同じ。)又は麦であつて、前項第一号から第三号までに掲げる場合に該当するため検査を受けていないものとみなされたものを売り渡し、又はその売渡しを委託しようとする売買取引業者等は、その売渡し又は売渡しの委託前に検査を受けなければならない。この場合において、米穀については、米穀の区分に応じ、検査を受けなければならない。

第十八条中「消させ」を「除去させ」に、「除かせ」を「抹消させ」に改める。

第十九条第一項中「省令」を「農林水産省令」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十条中「積替」を「積替え」に改める。
第二十条の二第一項を次のように改める。
農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者又は指定検査機関

に対し、必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者のほ場、事務所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、農産物若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第二十条の二第二項中「職員」を削り、「行う場合においては、省令の定めるところにより」を「する職員は」に、「証券」を「証明書」に、「関係者の要求がある」を「関係者の請求があつた」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第二十一条中「米麦」を「米穀又は麦」に、「所有者又は占有者」を「生産者又は売買取引業者等」に、「第五条」を「第五条の五」に改め、「国」を削り、同条の次に次の一条を加える。
(政府が輸入する米麦等に係る検査)

第二十一条の二 政府は、次に掲げる米穀又は麦について検査を行うものとする。
一 政府の輸入を目的とする買入れに係る米穀
又は麦で検査を受けていないもの
二 政府の所有に係る米穀又は麦であつて、第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる場合に該当するため検査を受けていないものとみなされたもの

2 第七条第二項の規定は、前項第二号に掲げる米穀又は麦についての同項の検査について準用する。

3 第五条第二項及び第七条第三項の規定は、政府の所有に係る米穀で検査を受けたものについて準用する。この場合において、第五条第二項中「受ける」とあるのは、「行う」と読み替へるものとする。

官 報 (号 外)

4 第七条第四項の規定は、政府の所有に係る米穀又は麦について準用する。この場合において、同項第一号中「受けようとする者から第十一条第一項の請求があつた」とあり、同項第二号中「受けようとする売買取引業者等から第十一条第一項の請求があつた」とあるのは、「行おうとする」と読み替えるものとする。

5 第一項及び前二項の場合には、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十八条及び第十九条の規定は適用しない。

第二十二号中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第二項若しくは第三項又は第四条を」第四條第一項、第五條の二又は第十七條第二項に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第二十三号中「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の

施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第四条 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条ノ三中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改める。

理 由

最近における農産物の生産、流通及び消費をめぐる諸情勢の変化に対処し、農産物の公正かつ円滑な取引を助長するため、米麦に係る検査対象の見直し、成分についての検査の実施、指定検査機関の導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における農産物の生産、流通及

び消費をめぐる諸情勢の変化に対処し、農産物の公正かつ円滑な取引を助長するため、米麦に係る検査対象の見直し、成分についての検査の実施、指定検査機関の導入等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 米麦の義務検査の見直しを行うこととし、米穀については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「新食糧法」という。)における計画流通米は引き続き義務検査の対象とし、それ以外の米については、義務検査の対象外とし任意検査とすること。

また、麦についても、新食糧法に基づき政府が買入れ・売渡しを行う麦については、引き続き義務検査の対象とし、それ以外の麦は任意検査とすること。

2 米穀の売買取引業者等の希望に応じて、既に検査を受けたものについても、一定の日以後において、量目及び品位の検査を行う等、米麦についての流通段階の検査を導入すること。

3 米麦の検査規格に成分についての規格を加えることとし、取引関係者の希望に応じ成分検査を行うこと。

4 食糧事務所長は、農林水産大臣が指定する第三者機関に対し、成分検査の業務を委託することができるものとする。

5 農林水産大臣は、検査規格の設定等に際し

ては、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

6 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

議案の可決理由

本案は、農産物の公正かつ円滑な取引を助長するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成七年五月十一日

農林水産委員長 中西 績介

衆議院議長 土井たか子殿

[別紙]

農産物検査法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農産物検査制度は、農産物の公正かつ円滑な取引と品質の改善を助長するため重要な役割を果たしており、行政改革並びに規制緩和の一層の促進が求められる中において、本制度の適正かつ円滑な運営に寄せられる国民の期待には、極めて大きなものがある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

記

一 国が行う検査業務については、これまで果たしてきた役割に配慮しつつ、さらに効率的体制の整備を促進すること。

二 計画外流通米及び契約栽培による麦の任意検査への移行並びに検査規格の設定に当たっては、地域における営農の安定及び円滑な流通の確保に十分配慮すること。また、米麦の流通段階での任意検査導入については、本制度の趣旨が十分生かされるよう今後の実施状況を踏まえて適正に対処すること。

三 成分検査については、米の食味等の適正な評価に資するため、取引関係者及び消費者ニーズに適切に応え得るよう国による理化学分析体制の整備を進めること。また、国以外の第三者機関に業務を委託するに当たっては、公正・中立な検査業務の確保が図られるよう万全を期すること。

四 精米の表示制度については、消費者の表示に対する信頼を確保する観点から、検査制度との関連も考慮しつつ、表示されるべき事項及び表示と内容の一致等その整備を図ること。

また、輸入米については、安全性の確保はもとより、その表示につき産地国名の明示等きめ細かい対応を行うこと。
右決議する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十号の発送は都合により後日となるため、第二十五号を先に発送しました。)

| |
|------------------------------------|
| 発行所 |
| 〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号 大蔵省印刷局 |
| 電 話 |
| 03 (3527) 4294 |
| 定 価 |
| (配税) 本号一部 送 三円(送料別) |